採用活動におけるハラスメント防止の取り組みについて

【基本方針】

トヨタ自動車北海道株式会社（以下、当社）は、性別・年齢・国籍・人種・民族・信条・宗教・性的指向・性自認・障害・配偶者や子の有無などを含むいかなる理由であれ、差別を認めません。多様な生き方・働き方を尊重し、一人ひとりの意欲・能力に応じた活躍機会を提供します。また、ハラスメントのない風通しの良い職場づくりにも努めています。

したがって、採用活動においても、求職者に対するパワーハラスメントやセクシャルハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメント行為を禁止します。当社は、関心を寄せてくださった皆さまが安心して就職活動に臨める環境づくりに努めます。

【具体的な取り組み】

＜従業員教育＞

- 従業員に対して、求職者の立場尊重とハラスメント行為禁止を徹底します。
- 面接および採用活動に関わる従業員に対して、「採用活動ガイドライン」の周知を行います。

［採用活動ガイドライン］

- 採用選考に必要のない、以下に関する不適切な質問は行いません。
 - 本籍・出生地に関する質問
 - 住居とその環境に関する質問
 - 家族構成や家族の職業・地位・収入に関する質問
 - 資産に関する質問
 - 思想・信条・宗教に関する質問（支持政党や尊敬する人物等も含む）
 - 恋愛・結婚・出産に関する質問
 - 男女雇用機会均等法に抵触する質問（ジェンダーに関する質問）など
- 連絡は社用電話・メールまたは採用システム、その他会社が認めた連絡手段に限定します。（私的連絡先の交換やSNS等を利用した個人的な連絡は禁止）
- 求職者と対面で面談を実施する場合は、社内会議室で行います。また、社外においては会社が指定する適切な場で行い、求職者の安心に配慮した運営に努めます。
- 緊急を要するご案内、または求職者からの希望がある場合を除き、面談・連絡は原則20時までとします。
- 懇親会を実施する場合は、希望者のみが参加できるよう配慮します。また、不参加によって選考や評価に影響が生じることはありません。
- 万が一、当社の採用活動において、ハラスメントに関する相談があった場合、または問題となる行為が確認された場合は、速やかに事実確認を行い、適切に対応するとともに再発防止を徹底します。

＜厳正な対処＞

- 求職者に対するハラスメントに該当する行為が確認された場合は、就業規則その他の社内規程に基づき、厳正に対処します。

＜プライバシーの保護＞

- 相談者および行為者等の関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。ご相談いただいた内容や個人情報は、相談者本人の同意なく行為者へ開示することはいたしません。加えて、事案の解決および事実関係の確認に必要な範囲でのみ慎重に取り扱い、本人の意向を尊重して対応いたします。

【採用活動におけるハラスメントに関する相談窓口】

当社採用活動の中で問題と思われる行為を受けた、または第三者として見聞きした場合には、以下の窓口までご相談ください。受け付けた相談については、相談者が特定されることがないよう最新の注意を払いつつ、事実関係を調査し、問題が確認された場合には適切に対応いたします。なお、相談者や調査協力者に対して不利益な取り扱いはいたしません。

また、以下の窓口への相談が選考の合否結果に影響することは一切ございません。

（求職者向け相談窓口）

伊藤隆道法律事務所（社外）

電　話　：　011-271-0037

ＦＡＸ　：　011-271-8497

メール　：　itoulo@d8.dion.ne.jp